

令和5年8月1日

税理士法人 松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

TEL 04-7141-5039

## 退職金の税金 … 税金の種類と計算方法について

退職金は通常、定年退職したときに支払われますが、その支払い方には一時金にて支払われる場合と年金として支払われる場合があります。

今回はこれらの退職金にかかる税金についてです。

## (1) 一時金として支払われる場合

退職所得として所得税・復興特別所得税と住民税が課税されます。

この退職所得は他の所得（給与所得など）とは合算されずに分離課税となります。

- ・ 所得税・・・退職所得（（退職金－退職所得控除）×1/2）×所得税率（5%～45%）
- ・ 復興特別所得税・・・上記所得税×2.1%
- ・ 住民税・・・退職所得（（退職金－退職所得控除）×1/2）×10%

## 退職所得控除

- ① 勤続20年以下  $40 \text{万円} \times \text{勤続年数}$ （最低80万円）
- ② 勤続20年超  $800 \text{万円} + 70 \text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{年})$

従いまして勤続20年なら退職金800万円まで、勤続35年なら1850万円までは退職金に税金はかからないこととなります。

なお、勤務先で源泉徴収がされるように手続きをすれば、確定申告は不要です。

④ 勤続5年以内の特定役員は上記計算式にある1/2は使えません

前年以前に退職金を受取った場合や同一年中に2ヶ所から受取った場合は控除額が異なることがあります

## (2) 年金として支払われる場合

他の公的年金と合算し雑所得として所得税・復興特別所得税と住民税が課税されます。

この雑所得は他の所得（給与所得など）と合算され総合課税となります。

雑所得の金額 = 年金収入金額 - 公的年金等控除額

## 公的年金等控除額

公的年金収入合計額と年齢により定められています。

65歳未満の方の控除額  $60 \text{万円} \sim 195 \text{万}5 \text{千円}$

65歳以上の方の控除額  $110 \text{万円} \sim 195 \text{万}5 \text{千円}$

通常確定申告をすることとなりますが、公的年金などの収入合計が400万以下で一定要件を満たす場合は確定申告が不要です